



2月18日(月)から税の申告が始まります

申告期間
2月18日(月)～3月15日(金)

市民税・都民税の申告は市役所へ

◆市民税課 田(☎042-460-9827・☎042-460-9828)

市民税・都民税の申告が必要な方

- ◎平成25年1月1日現在、西東京市内に住所があり、平成24年中に所得のあった方
 - ◎平成25年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方
 - ◎所得がない場合でも国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方
 - ◎給与所得者で次に該当する方
 - ①勤務先から西東京市に給与支払報告書の提出がなかった方
 - ②地代・家賃・原稿料・年金など、給与所得以外の収入のあった方
- ※所得税の確定申告書を税務署に提出される方は、市民税・都民税の申告の必要はありません。

所得のなかった方も申告を

平成24年中に所得のなかった方も、申告をすることにより、非課税証明書の発行、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金等各種年金の支給、後期高齢者医療被保険者証の発行などの基礎資料になりますので、申告書裏面の「所得(収入)のなかった方」の記入欄や、申告書表面の該当箇所に記入し、提出してください。

このほか、申告の際に必要なものや注意点などについては、市報1月15日号や市HPをご確認ください。

公的年金等の受給者の申告手続きが簡素化されました。

1年間(1月1日～12月31日)の公的年金などの収入金額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました(所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です)。

ただし、上記により確定申告が不要と

なった方でも、市民税・都民税の算定に当たり「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除内容を変更・追加する場合には、市民税・都民税の申告が必要となります。なお、確定申告される方は、市民税・都民税の申告は不要です。

市でご相談およびお預かりできる所得税の確定申告書は次のとおりです

- ◎提出のみの方…内容がすべて記入済みの申告書
- ◎簡易な申告の方…給与所得者の還付申告や公的年金等の申告など

市でご相談できない所得税の確定申告

- ①青色申告の方、収支内訳書ができていない事業所得の申告および不動産所得の申告
 - ②土地、建物および株式などの売却による譲渡所得の申告
 - ③初めて住宅ローン控除を受けられる方の申告
 - ④雑損控除や災害減免の申告
 - ⑤相続または贈与等に係る生命(損害)保険契約等に基づく年金所得の申告
 - ⑥平成23年分以前の過去の年分の申告など
- 上記①～⑥に該当する方、そのほか特殊な申告については、東村山税務署にご相談ください。

申告用紙の配布

市民税・都民税申告書は、市役所(田無庁舎・保谷庁舎)、各出張所で配布しています。また、所得税の確定申告書も同じ場所で配布しています。ただし、市で用意できる確定申告書には数に限りがありますので、配布できなかった用紙については税務署でお受け取りください。

なお、確定申告書は、国税庁HPからダウンロードすることや、国税庁HP内の「確定申告書等作成コーナー」で作成することができますので、ぜひご利用ください。

国税庁HP <http://www.nta.go.jp/>

保険料・利用料は、所得税や市民税・都民税の控除対象です！

■社会保険料控除

◆国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料

申告額は平成24年中に支払った額(過年度分を含む)です。申告の際に領収書の添付は不要です。

◆保険年金課 田(☎042-460-9822)
…国民健康保険料

◆保険年金課 田(☎042-460-9823)
…後期高齢者医療保険料

◆高齢者支援課 田(☎042-438-4031)
…介護保険料

◆国民年金保険料

確定申告には、次のものが必要です。

- ①平成24年9月30日までに納付された方…11月上旬に送付済みの控除証明書と10月1日以降に納付した保険料の領収書
- ②10月1日～12月31日までの間に、平成24年に初めて保険料を納付された方…2月上旬に送付する控除証明書 田 控除証明書専用ダイヤル(☎0570-070-117 ※3月15日(金)まで) ※IP電話・PHSからは(03-6700-1130)へ

武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

■医療費控除

◆介護保険サービス

平成24年中に支払った介護保険のサービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります。なお、申告の際には医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。

◆高齢者支援課 田(☎042-438-4030)

◆おむつ代

医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、過去におむつ代の医療費控除を受けたことがあり、要介護認定を受けている方は、介護保険主治医意見書内容確認書で代用できることもあります。

その場合、おむつの使用を証明する一定の要件を満たしている必要がありますので、あらかじめお問い合わせください。

◆高齢者支援課 田(☎042-438-4032)

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

ところ	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口	芝久保公民館	2月 1日(金)	○	○	—	—
	下保谷福祉会館	2月 4日(月)	○	○	—	—
	住吉会館ルピナス	2月 5日(火)	○	○	—	—
	新町福祉会館	2月 6日(水)	○	○	—	—
	ひばりが丘公民館	2月 7日(木)	○	○	—	—
	柳沢公民館	2月 8日(金)	○	○	—	—
田無庁舎	2階展示コーナー	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後4時 ※2月22日(金)・3月1日(金)は、夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷庁舎	防災センター6階 ※税理士による無料申告相談会	2月12日(火)～15日(金) 午前9時30分～11時30分 午後1時30分～3時30分	—	—	○	○
	1階市民課となり臨時窓口	2月18日(月)～3月 8日(金) 午前9時～午後4時	○	○	—	○
	防災センター6階	3月11日(月)～15日(金)	○	○	○	○

- ※「提出のみ」は、内容がすべて記入済みの申告書をお預かりするものです。
- ※各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※受付初日と受付締め切り間際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けてご来場くださいますようお願いいたします。
- ※各会場へのご来場には、公共交通機関をご利用ください。
- ※土・日曜日を除きます。
- 市民税・都民税の申告書は郵送でも受け付けています
郵送による場合は、申告書に必要な事項を記入のうえ、源泉徴収票や証明書類などを添付し、市民税課まで送付してください。申告書の「控え」部分の返送をご希望の方は、返送先の住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください(就学援助費の申請などで必要となることがあります)。
- 申告受付期間中の市民税課への電話
2月18日(月)～3月15日(金)は、市民税課職員の多くが受付会場に移動しているため、電話がつながりにくい場合や、呼び出し音が鳴っていても、すぐに対応できない場合があります。電話でのお問い合わせは、できるだけ2月15日(金)までにお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

平成24年分確定申告は税務署へ

還付申告書や作成済みの申告書は2月18日以前でも提出を受け付けています(土・日曜日・祝日を除きます)。ご来場には、公共交通機関をご利用ください。

◆東村山税務署(東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811)

申告と納税の期限

- 所得税 2月18日(月)～3月15日(金)
 - 贈与税 2月 1日(金)～3月15日(金)
 - 個人事業者の消費税・地方消費税 4月 1日(月)
- ※期限内に納付されないと、延滞税がかかります。

インターネットで電子申告(e-Tax)

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Taxで提出(送信)できます。

国税庁HP www.e-tax.nta.go.jp

税理士による無料申告相談

東京税理士会所属の税理士による無料申告相談です。小規模納税者の方や年金受給者の方、給与所得者の方の申告相談を行っています。ただし、譲渡所得、贈与税、内容が複雑な相談等は税務署でご相談ください。作成した申告書は、会場で受け付け(お預かり)します。

時 2月12日(火)～15日(金)

□受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

場 防災センター6階

※受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。

※筆記用具、計算器具および前年申告された場合は、申告書の控えなどをご持参ください。

日曜窓口開設

東村山税務署では、2月24日と3月3日の日曜日に限り、確定申告書作成のアドバイス、申告書の受け付けおよび用紙の配付を行います。なお、当日は、国税の領収・納税証明書の発行および電話での相談は行っていません。

受付時間：午前9時～午後5時

パソコンによる確定申告センター

税理士が、パソコンによる所得税(譲渡所得を除く)および個人事業者の消費税の申告等の作成におけるアドバイスをを行います。提出された申告書等は、それぞれの住所地(納税地)を所轄する税務署へ送付します。

◆確定申告センター

期 間	2月7日(木)～3月15日(金)
会 場	新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階 [アクアプラザ]
時 間	午前9時～午後5時 (相談開始：午前9時15分 ^{から})

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※外部記録媒体(フロッピーディスクやUSBメモリー[㊞])の使用はできません。